

## NPO法人 レフリーアカデミー横浜 会員(個人・団体)募集について

### ➤ 当事業活動の方針

横浜市18区内所属の2級、3級、4級審判員の審判技術のレベルアップと上級を目指したい方の発掘、育成等を主な事業目的としています。

### ➤ NPO設立経緯

2013年4月26日 発起設立

2013年8月1日 設立登記完了

2018年2月2日 JFAグラスルーツ推進賛同パートナー  
制度認定

### ➤ 事業活動概要

① 一般向け教育研修および普及に関する事業・・・競技規則の普及等を目的に非会員外部の方向けに各種競技規則説明会等を開催

② 審判員の育成および強化に関する事業・・・

座学および実技研修会を通じて審判インストラクターによる審判員向けに技術指導し、レベルアップを図る

③ レフリーアカデミー事業・・・RA受講審判員としてのレベルアップと昇格を目指したい方向けの座学、実技研修会を開催中。現受講者5名、1年間全過程終了時には終了証を発行

④ 障がい者向け参画事業

⑤ 審判員派遣に関する事業・・・各運営地区や団体(既加入法人会員限定)から審判員派遣依頼があれば、審判員をご紹介します運営ニーズにお答えします

※上記事業の参加費用はすべて受益者負担となります

### ➤ 会員募集について(会員規約より抜粋)

会員ランク	入会金		年会費	
	個人	団体	個人	団体
正会員	1,000円	1,000円	5,000円	10,000円
一般会員	-	-	3,000円	5,000円
賛助会員	-	-	1,000円	3,000円

※団体所属の個人一般会員 1,000円

※ユース個人会員 500円

※リーグ運営のため審判員派遣依頼がある場合、2団体分以上の納付をお願いしています

※審判員への手当として、主審4,000円 AR 3,000円をお願いしていますが、予算に合わせて別途ご相談いたします

### ✓ 団体会員向け事業の特典

① 実技研修会のためのインストラクター派遣：  
1回のみ無料

② 試合運営のため審判員派遣に係る費用発生時  
(事務連絡のため通信費等)：年間無料

③ その他、競技規則に関するご質問：無料

### 連絡先

〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい21クリーンセンター 5F レターケースNo.2

代表理事・関東S2級インストラクター

松室 弘之 090-2675-4620

E-mail [referee.academy.y2013@gmail.com](mailto:referee.academy.y2013@gmail.com)

URL <http://refereecademyinf.wixsite.com/referee-academy>

## NPO 法人 レフリーアカデミー横浜 会員規約

以下、本会員規約は別に定める「本定款」の抜粋として取り扱うものとする。

### 第3章

(種別)第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 本法人の目的に賛同し、この法人の活動に関し参加する個人および団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)第7条 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (1) 入会金(当初)

正会員	個人	1,000円	団体	1,000円
一般会員	個人	0円	団体	0円
賛助会員	個人	0円	団体	0円

#### (2) 年会費(当初)

正会員	個人	5,000円	団体	10,000円
一般会員	個人	3,000円	団体	5,000円
賛助会員	個人	1口 1,000円(1口以上)		
	団体	1口 3,000円(1口以上)		

(会員の資格の喪失)第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出金品の不返還)第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

### 第5章 総会

(種別)第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)第20条 総会は、正会員をもって構成する。

### 第7章 資産及び会計

(会計の原則)第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

附則 2013年5月28日作成

2017年4月2日改定

## ➤ 振込先(年会費)について

✓ 横浜銀行 本店営業部 普通 6087798

✓ 東京三菱UFJ銀行 横浜駅前支店 普通  
0699786

## 連絡先

〒231-0062 横浜市中区桜木町 1-1-56

みなとみらい21クリーンセンター 5F レターケースNo.2

代表理事 松室 弘之 090-2675-4620

E-mail [referee.academy.y2013@gmail.com](mailto:referee.academy.y2013@gmail.com)

URL <http://refereeacademyinf.wixsite.com/referee-academy>